

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 27 年 10 月 2 日
開会時刻	午前 9 時 57 分
閉会時刻	午前 10 時 29 分
出席委員名	◎品川 幸久 ○吉岡 勝裕 野崎 隆太 野口 佳子
	岡田 善行 黒木騎代春 西山 則夫 佐之井久紀
	世古口新吾
	小山 敏 議長
欠席委員名	なし
署名者	野崎 隆太 野口 佳子
担当書記	山口 徹
審査案件	議案第 79 号 平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算 (第 3 号) 中 総務政策委員会関係分
	議案第 85 号 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御園村 の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する 協議により定められた事項を変更する条例の制定につ いて
	議案第 86 号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制 定について
	議案第 87 号 伊勢市職員の再任用に関する条例及び伊勢市 退職手当支給条例の一部改正について
	議案第 88 号 伊勢市市税条例の一部改正について
	議案第 89 号 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税 の特例措置に関する条例の一部改正について
	平成 27 年請願第 2 号 議場に国旗・市旗掲揚を求める請願
	平成 27 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況の報告につ いて
説明者	情報戦略局長、企画調整課長、
	環境生活部長、戸籍住民課長、
	教育長、教育次長、学校教育課副参事 ほか関係参与

審議の経過

品川委員長が開会を宣言し、会議録署名者に野崎委員、野口委員を指名した。

直ちに議事に入り、「議案第 79 号 平成 27 年度伊勢市一般会計補正予算（第 3 号）」中、総務政策委員会関係分、「議案第 85 号 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について」、「議案第 86 号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について」、「議案第 87 号 伊勢市職員の再任用に関する条例及び伊勢市退職手当支給条例の一部改正について」、「議案第 88 号 伊勢市市税条例の一部改正について」、「議案第 89 号 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」、及び「平成 27 年請願第 2 号 議場に国旗・市旗掲揚を求める請願」について審査し、議案第 85 号、議案第 87 号、議案第 89 号については全会一致で原案どおり可決すべしと、議案第 79 号中総務政策委員会関係分、議案第 86 号、議案第 88 号、及び請願第 2 号については賛成多数で原案どおり可決すべしとそれぞれ決定した。

また、付託案件の審査終了後、「平成27年度 主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況等の報告」については、報告事業(6事業)の決定と閉会中の継続調査事項として、申し出することに決定し、委員会を閉会した。

開会 午前 9時57分

◎品川幸久委員長

ただいまから総務政策委員会を開会します。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

これより会議に入ります。

本日の会議録署名者 2 名は委員長において野崎委員、野口委員の御両名を指名します。

本日、御審査いただきます案件は、去る 9 月 7 日及び 14 日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました 7 件、及び平成 27 年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況の報告についてであります。

案件名については、お手元に配付の一覧表のとおりであります。

お諮りします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

また、委員間の自由討議につきましては、申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

【議案第79号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算(第3号)中 総務政策委員会関係分】

◎品川幸久委員長

それでは、はじめに「議案第79号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算(第3号)」中、総務政策委員会関係分を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の12ページをお開きください。

よろしいですか、款2 総務費、款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

野口委員。

○野口佳子委員

伊勢志摩サミット推進事業について、お尋ねいたします。

この3,000万円の内訳を教えてください。

◎品川幸久委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長。

はい、ただいま伊勢志摩サミット推進事業の予算の内訳でございますが、概要を申し上げますと、伊勢志摩サミット、徐々に内容が決まってまいりまして、それぞれ、対応に向けて準備を進めているところでございますが、まだまだ、決まっていない内容もございますので、今後の対応を想定しながら、今回、時期を逸することなく対応できるようにということで、予算を計上させていただきました。

今回の予算の内容につきましては、例えば、今後、国等との調整も考えられますことから、それにかかる旅費等の予算でございましたり、あと、今後、日が迫ってまいりますので、啓発、機運醸成にかかる経費であったり、あるいは、これは、北海道における取り組みなども参考にさせていただきながら、北海道では廃屋等の対応というのが、緊急な対応で取り組みを迫られたといえますか、実施をされておりますので、そういった、過去の事例も踏まえながら、想定される、そういう景観対策の経費でありましたり、あるいはこういった想定される内容以外にですね、積極的に情報発信を進めていくということで、PR用のペットボトルの水、そういったものも用意をさせていただきたい。

また、今後、事前PRなど、県などの話も伺ってますと大使館等々のほうに向けてするというふうなことも、聞いて伺っておりますので、そういったことに必要な経費、そういったものをこの3千万の中で計上させていただいております。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

野口議員。

○野口佳子委員

今いろいろと説明していただきましたんですけども、今回ですけども、こういうことは決まっているというのがございましたら、具体的にお示ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◎品川幸久委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、先ほど申しあげましたように、まだ、決まっていない情報が多い中での、今回、その決まってから予算組みをしてですね、対応が後手後手に回らないようにということで、現時点で想定しうる取り組みに対する予算を計上させていただきました。

この中で、特にですね、これはやっていきたいと思っておりますのが、先ほど申しあげましたように、この機会に、ぜひ、市のPRをさせていただきたい。

サミットは、一過性のイベントといいますか、ですので、それで終わらすことなく、この機会にうまく乗じてですね、波に乗っていきたいということで、先ほど申しあげました伊勢の水道水をペットボトルとして、つくりまして、これをプレス等のほうにも、お配りするなどしてPRをしていきたい。

この経費については、ぜひさせていただきたいということで、予算の計上させていただいております。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

野口委員。

○野口佳子委員

わかりました。そしたら、先ほど情報で、英語版って言っていただかなかったですか。

情報のところで、これから外国の人たちと話をするとき、何かを使わないかと思えますので、日本語では通用しませんので、英語のところなんかで通用されるときに、何かされるんでしょうか。

◎品川幸久委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

失礼いたしました。

今回の経費の中には、先ほど、すいません、抜けておりましたけれども、英語等の外国語の情報資料のほうも作成をさせていただきたいと考えております。

これ現時点におきましては、伊勢市単独の観光パンフレット、マップや観光案内サインなどについての外国語表示、こういったことも、この機会に進めさせていただきたいと現時点で考えているところでございます。以上でございます。

◎品川幸久委員長

野口委員。

○野口佳子委員

わかりました。

そうしましたら、この前にもちょっとお聞きしたことがあるんですけども、セミナーなんかを、していかないかと思うんですけど、そこら辺のところは、どのように考えていらっしゃるんですか。

◎品川幸久委員長

企画調整課長。

●辻企画調整課長

はい、セミナーのほうもですね、9月4日に職員向けのセミナーを実は開催をさせていただきまして、サミットに関しては、何となくサミットという言葉自体は皆さん御存じな

んですけども、実際どういうものなのかっていうことがなかなかわかっていただけてないところがございますので、今後は、例えば、市民、あるいは、事業者さん等も対象にした、セミナーのほうも必要ではないかということで、そういった経費のほうも、一応想定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

よろしいですか、他に御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

私は、戸籍住民基本台帳経費のところでお伺いしたいと思います。

これはマイナンバーの関連の経費ということで、お伺いしてるんですけども、具体的にですね、ここにあっております、補正額442万5千円、これは具体的にどのようなことに対応される経費なんでしょうか。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

10月からですね、通知カード等、発送が始まるわけなんですけども、それに伴いまして、システム管理経費のほうにつきましてはですね、住基ネットのパソコン端末の増設、またそれに伴う作業の委託経費とか、保守経費、それを見込んでおります。

台帳事務の一般経費につきましては、臨時職員とあと消耗品、郵送料、そういうふうなものを見込んでおります。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

今月から簡易書留で発送が来月にかけて、やられることになってるというふうに聞いてるんですけども、この場合ですね、その個人番号の通知を宛所なし、あるいはその保管期間超過等の理由によって、配達されなくなってですね、市へ返送されるという状況になると思うんですけど。

そういう場合、全国的には、正確にはわからないらしいですけども、1割ぐらい平均するとある可能性もあるというような話も聞いてるんですけど。

伊勢市の場合どれぐらいなるかわかりませんが、そのようなケースに対してですね、この通知カードの交付を実施する業務、これがかなり発生して、これ対応していく、業務が発生してくると思うんですけど、この個人番号カード交付申請者に対して、これは来年の話なるかわかりませんが、本人確認の上、個人番号カードの交付を行う業務など、一時的に業務がものすごく増えるというふうに考えられます。

こういった業務を安全かつ確実に実施していくための体制というのは、どういうふうにする、この中にそれは含まれてるということによろしいのでしょうか。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

番号カードにつきましては、今度の通知カードの中にですね、申請書等も封入をされる予定となっております。

それは直接ですね、個人が写真等をですね、貼っていただいて、そのまま送っていただ

きますと、国のシステム機構のほうにですね、届きますのでそちらのほうで作成をして、作成したものが市のほうへ届くことになります。

市のほうからですね、申請者のほうへ通知を出しまして、来ていただいて本人確認をすると、そういうふうな流れになります。

先ほど申しましたけども、臨時職員等もですね、雇用しながら事務をですね、進めてまいりたい、そういうふうに考えております。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

配達されない、返送されてきた、そういうケースに対する対応というのは、どういうふうにされるのですか。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

またこちらのほうにですね、11月末ぐらいまで配達にかかるというふうに聞いておりますので、12月以降ですね、また通知等を差し上げながらですね、対応していきたいというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

戸籍のですね、窓口、事業者に、委託しとると思うんですけど、その方たちがこういう作業には、関わることはないんでしょうか。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

交付等につきましてはですね、市のほうで、やることになります。

ただ、これからですね、通知カードが届いて、住所の変更があればですね、そこへの記載というのは考えられます。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

問い合わせもあると思うんですけど、それに対する対応はどここの部署でやるんですか。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

通知カード、番号カード、これにつきましては戸籍住民課のほうで対応いたします。

以上でございます。

◎品川幸久委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

それは、さっき言いました委託した事業者の方は、対応するという事はないのですか。

◎品川幸久委員長

戸籍住民課長。

●古布戸籍住民課長

業者ではなく、こちらのほうでやらせていただきます。

◎品川幸久委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

これあの学校教育のほうにお伺いしたいんですけど、文科省が学校関係者の皆さまへということ、お知らせを行っておるわけですけど、児童生徒にもマイナンバーが通知されて、適宜児童生徒学生にも、本制度を周知していただきますよう、ってというような内容になっておるんですけど、伊勢市の場合、義務教育の課程での、これに対する対応というのは、どのような形でされるんでしょうか。

◎品川幸久委員長

学校教育課副参事

●松村学校教育課副参事

ただいまの黒木議員のお尋ねでございますけれども、今後、また、国のほう等との通知、に従いまして、対応を検討させていただくところでございます。

◎品川幸久委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

今のところは、特に具体化してないということによろしいですか。

◎品川幸久委員長

学校教育課副参事

●松村学校教育課副参事

今後の対応になるというふうに考えております。

◎品川幸久委員長

以上ですか。他に御発言はありませんか。

よろしいですか。ありがとうございます。

御発言もありませんので、款2の審査を終わります。

◎品川幸久委員長

次に32ページをお開きください。

款15予備費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もありませんので、款15の審査を終わります。

以上で歳出の審査を終わります。

10ページにお戻りください。

次に、歳入の審査を一括でお願いします。

御発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか、御発言はありませんので以上で歳入の審査を終わります。

補正予算書の1ページにお戻りください。

条文の審査に入ります。

条文の審査は条文一括でお願いします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、御発言もありませんので条文の審査を終わります。

以上で議案第79号、総務政策委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

私は、議案第79号の補正予算、これは戸籍住民台帳管理事業費、予備そして債務負担行為補正の中に、住民基本台帳システム更新経費として、その他の経費として、マイナンバー制度に対応するための経費が計上されておりました、承認できないというふうに考えてます。

この間政府はマイナンバーについては、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤であると説明されてきました。

社会保障の事務簡略化、あるいは税の徴収漏れ、不正受給の防止に役立つなどと宣伝してきましたけれども、初期費用に3,000億円、年間経費に約3,000億円、民間事業者の負担も合わせると1兆円とも言われ、税金と負担を、これらに強いるにもかかわらず、まともなメリットを示せないため、自民党のマイナンバー利活用促進小委員会などで安全性と効率性利便性が確保された仕組みとなるよう、今後検討していく、こんなような提言まで出しておるような状況です。

今後、国民健康保険証と番号カードの一体化など、当初の目的を逸脱した利用拡大を狙っているという指摘もあります。

国民にも行政にも、メリットがなく、不正利用の危険が高まるだけだと考えております。今必要なのは、制度実施の延期と、利用拡大の取り止めだったと考えてます。

以上の問題点を指摘して、本補正予算案に反対をさせていただきます。

◎品川幸久委員長

他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りします。

「議案第79号 平成27年度伊勢市一般会計補正予算(第3号)」中、総務政策委員会関係分につきましては、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、議案第79号、総務政策委員会関係分は、原案どおり可決すべしと決定をいたしました。

【議案第85号伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について】

◎品川幸久委員長

次に条例等議案書の1ページをお開きください。

「議案第85号 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りします。

「議案第85号 伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町及び同郡御菌村の廃置分合に伴う地域審議会を設置することに関する協議により定められた事項を変更する条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい。御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第86号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について】

◎品川幸久委員長

次に、4ページをお開きください。

「議案第86号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

議案79号と同じ理由でですね、この件についても反対をさせていただきます。

◎品川幸久委員長

はい。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、ないようですので以上で討論を終わります。

◎品川幸久委員長

お諮りします。

「議案第86号 伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」は、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は、御起立をお願いします。

(賛成者起立)

◎品川幸久委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、議案第86号は、原案どおり可決すべしと決定をいたしました。

【伊勢市職員の再任用に関する条例及び伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、12ページをお開きください。

「議案第87号 伊勢市職員の再任用に関する条例及び伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか、ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りします。

「議案第87号 伊勢市職員の再任用に関する条例及び伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい。御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【伊勢市市税条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、16ページをお開きください。

「議案第88号 伊勢市市税条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい、御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

この88号についても、79号と同様の理由で反対をさせていただきます。

◎品川幸久委員長

はい。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りします。

「議案第88号 伊勢市市税条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

◎品川幸久委員長

ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって議案第88号は、原案どおり可決すべしと決定をいたします。

【議案第89号、伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について】

◎品川幸久委員長

次に、48ページをお開きください。

「議案第89号 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか、ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りします。

「議案第89号 伊勢市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

【平成27年請願第2号、議場に国旗・市旗掲揚を求める請願】

次に、「平成27年請願第2号 議場に国旗・市旗掲揚を求める請願」を御審査願います。

御発言はありませんか。

よろしいですか。

西山委員。

○西山則夫委員

この件につきましてですね、これまで議会の中でも議論をしてまいりまして、経過がございませぬ。

議場への国旗・市旗の扱いについては、一定の結論が出ているというふうに私自身が思っております。今回、請願という形で出されておりましたので、審議をすることについては、やぶさかではございませぬが、私といたしましては、これまでの経過等を考えまして、議場での国旗・市旗の掲揚は、今のところ必要ではないというふうに思っておりますので、そういう意思を表示、表現させていただきたいという思いであります。

特に、今後、議場の改修とか、議場のICT化を含めた中で、いろんな模様替えがされてくると思っておりますので、特にそういう点も付け加えて、まだ必要ではないというように思っておりますことを、意思表示させていただきたいと思っております。

以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

佐之井委員。

○佐之井久紀委員

私はですね、この請願を採択するという前提で、ちょっと思いを申し上げたいというふうに思っております。

今、西山さんのほうからも縷々お話があったんですが、前回は各派代表者会議で、いろいろ議論をした。

今回、請願という形で出されまして、私はですね、請願の趣旨説明の中で、わからない
というか、ちょっと私の考え方が異論がありますので、その辺を少し申し上げまして、請
願事項につきましては、賛成をいたしますので、採択をしていくということでお願いをし
たい。

一つはですね、請願趣旨の中で、8行目ぐらいに日本国憲法云々というところがござい
まして、ずうっと右へ行きますと、市議会は、法を敬い遵守することを強く求められるべ
きところで、これは当たり前のことなんです、これが日章旗、いわゆる国旗を掲げるこ
とにどうつながるのかなあ、という疑問があります。

もう一つはですね、それからずっと4行ぐらい下がりますと、青少年が、国際社会で必
要とされるマナーを身につけ、尊敬される日本人として成長するためにも、市の執行部と
住民の代表である市議会議員が一堂に会する議場に、早急に国旗を掲揚されるよう求める。

この次世代担う青少年が国際社会で必要とされるマナーを身につけ、これは当たり前の
ことなんです、尊敬される日本人として成長をするためにというところに、ちょっと私
はつながりがよくわからぬところが、正直ございます。

3点目はですね、ずっと下のほうから数えて1 2 3 4、新たな伊勢市が誕生して10年が
経とうとして、こういうことで、この節目に、伊勢市民に神宮鎮座の地である郷土に誇り
を持ってもらうためにも、さらに市民の心を一つにして発展して行くためにも、この国旗
のあれが要るんやということで、私なんかは、伊勢市民として神宮鎮座の地である郷土に
ものすごく誇りを持っておりますし、このことが、国旗を議場に掲げることとどうつなが
るのかなあ、というような疑問が正直あります。

従いまして、私は請願趣旨についてはですね、若干異論がございしますが、請願事項につ
きましてはですね、賛成いたしますので総合的に判断して採決すべしと、こういうふうに
考えております。以上です。

◎品川幸久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。続いて討論を行います。

討論はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

私は、この請願第2号に反対をする立場から若干討論させていただきます。

国旗国歌法の法制定に当たっては、当時の小淵恵三総理大臣は、衆議院本会議で「国旗国歌を義務づけないから、国民の生活に何ら影響や変化を生ずることにはならない」と答弁しております。

また、当時の遠山文部科学大臣は、「良心あるいは思想の自由は憲法上の個人の内心の自由として、絶対に守られなくてはならない」と答えております。

このことから、議場に国旗掲揚を求めることは、法制定の趣旨にも反するものと考えます。

第二の理由として、自由な雰囲気、中立公正に議論する場であるべき本会議場にさまざまな見方や意見のある国旗掲揚を押しつけるべきではないと考えるからです。

現在も日の丸が、過去の日本の侵略戦争のシンボルであったと考える人が、少なくありません。また侵略された国々にとって、日の丸は今でも野蛮な日本軍国主義の記憶と結びついております。このような状況を踏まえるならば、市議会の議場は、市民のためにさまざまな意見を交わす場、より中立公正が求められる場でもあることが求められております。国旗掲揚を求めることは、特定の価値感押しつけることにつながりかねないというのが理由です。

三点目として、議場は傍聴する市民の前で議論を交わす厳粛な場であり、敬意を持って、望むべき場であると考えております。私もそのように考えております。その場に日の丸が

持ち込まれることになれば、それも含めて、議員や市民に対して敬意を強制されることにつながりかねないと考えます。市議会の議場は、議員だけでなく、思想、心情、宗派の多様な市民が傍聴者として参加する民主主義の府でもあります。

その議場に日の丸掲揚を求めるというのは、偏った考え方を導入するものであり、認められないと考えます。

したがって請願第2号、議場に国旗・市旗掲揚を求める請願に反対するものです。

以上です。

◎品川幸久委員長

はい、他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「平成27年請願第2号 議場に国旗・市旗掲揚を求める請願」について、採択することに賛成の方は御起立をお願いします。

(賛成者起立)

◎品川幸久委員長

はい、ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、平成27年請願第2号につきましては、採択すべしと決定をいたしました。

以上で付託案件の審査はすべて終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい。御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

【平成27年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況の報告について】

◎品川幸久委員長

それでは次に、「平成27年度主要な事業の進捗状況及び予算の執行状況の報告について」を御審査願います。

本件につきましては、8月26日の総務政策委員協議会で協議をいたしまして、報告を受ける事業を5事業程度とし、その選定については正副委員長に一任されております。

本年度はお手元にお配りした資料に記載の6事業を報告対象の事業といたしたいと思いますが、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

よろしいですか。

御発言はないようですのでお諮りいたします。

当局から報告を受ける6事業につきましては、「自治会コミュニティ放送整備補助事業」、

「シティプロモーション推進事業」、「自治会集会場建設事業補助金」、「消防本部庁舎新

設事業」、「避難所等整備事業」、「防災センター新設事業」と決定し、また、本件につきましては、閉会中の継続調査事項として、申し出することに決定いたしまして、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎品川幸久委員長

はい。御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

以上で、御審査いただきます案件はすべて終わりましたので、これをもちまして、総務政策委員会を閉会をいたします。

ありがとうございました。

閉会 午前 10時29分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員